

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務手数料(長崎市)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る申請手数料は、評価手法の区分別で、以下のとおり。

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る申請(法第12条、13条関係)

① 評価手法がモデル建物法の場合

床面積 (㎡)		計画変更の場合			
		建築物の用途が工場等の場合	建築物の用途が工場等以外の場合	建築物の用途が工場等の場合	建築物の用途が工場等以外の場合
300以上	2000未満	29,000	150,000	14,500	75,000
2000以上	5000未満	84,000	241,000	42,000	120,500
5000以上	10000未満	131,000	314,000	65,500	157,000
10000以上	25000未満	165,000	377,000	82,500	188,500
25000以上		205,000	442,000	102,500	221,000

② 評価手法が標準入力法・主要室入力法の場合

床面積 (㎡)		計画変更の場合			
		建築物の用途が工場等の場合	建築物の用途が工場等以外の場合	建築物の用途が工場等の場合	建築物の用途が工場等以外の場合
300以上	2000未満	29,000	375,000	14,500	187,500
2000以上	5000未満	84,000	534,000	42,000	267,000
5000以上	10000未満	131,000	657,000	65,500	328,500
10000以上	25000未満	165,000	776,000	82,500	388,000
25000以上		205,000	885,000	102,500	442,500

③ 複合建築物

住宅と非住宅の複合建築物は、非住宅部分の延べ面積による手数料とする。

※工場等とは、建築物のエネルギー消費性能の評価対象が照明設備のみまたは評価対象となるものがない建築物

※床面積は、非住宅部分の床面積の合計

※増改築の場合は、増改築部分の床面積の合計